

第18号 CONTENTS

- 1 ご挨拶
- 2 What's New !
 - ※ スマホ×確定申告
スマート申告が始まります!
- 3 Tax Information
 - ※ 直前対策
消費税増税&軽減税率導入
- 4 新元号～書類上の取り扱い
- 5 豆知識
 - ※ 「欠損金の繰戻し還付」
「繰越控除」どちらが有利?
- 6 独り言

ご挨拶 令和元年



皆様 平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

新元号となって最初のご挨拶ができることを光榮に思います。元号を使っている国は現在台湾と北朝鮮だそうです。それぞれ民國〇〇〇年、主体〇〇〇年というそうですが、〇〇〇は 108 という数字がはいります。これは、偶然か必然かはわかりませんが、日本では大正元年にあたるということです。かつては中国や韓国、ベトナムにも元号があったようですが、今は使われていません。日本政府は元号の制度を維持することによる経済の混乱より、時間の重さを尊重したとの見方もありますが、元号のもつ意味を今一度考えてみたいと思います。

平成最後の輝かしい出来事と言え、オーガスタに復活したタイガージュニア選手ではないでしょうか。いろいろと噂も多かったタイガーですが、幾多の困難に打ち勝って再びマスターズの頂点に立った姿には感動しました。私たちもどんな苦境をも乗り越える精神力を養いたいものです。

今後ともアークネットを宜しくお願いいたします。

税理士法人アークネット
代表社員 野呂伸一郎

What's New !

スマホ×確定申告 スマート申告が始まります!

昨年まで「e-Tax」を利用するためにはマイナンバーカードを利用する方式しかありませんでしたが、今年から簡便化により ID・パスワード方式も利用できるようになりました。

この「ID・パスワード方式」とは、運転免許証など身分を証明できるものを持参して税務署に行き、その場で ID・パスワードを記載した書類を受け取り、スマホでの確定申告の際にその ID・パスワードを使用して申告する方式です。

ID・パスワードは管轄の税務署だけではなく全国どこの税務署でも発行してもらえますので、勤務先近くの税務署など自由に選択できます。

税務署に1度は行かなくてはなりません、一度取得すれば翌年以降は同じ ID・パスワードですので、従来からのマイナンバーカード方式では必須であったマイナンバーカードは不要で、かつ、IC カードリーダーライターを購入する必要もありません。

但し、スマホで確定申告ができるのは医療費控除やふるさと納税による還付など比較的単純な申告内容に限られる点に注意が必要です。

それ以外の申告内容、例えば複数の会社から給料をもらっている場合や不動産売却などには対応できておりませんので、今後のより一層の改善が期待されると思います。

渋谷事務所 税理士 田中隆志



スマートフォン・タブレットに最適化されたデザインの画面を利用して、所得税の確定申告書が作成できるようになります!

Tax Information

直前対策 消費税増税&軽減税率導入

2019.10からの消費税10%への引上げ、軽減税率導入が目前に迫ってきました。今回は2019.10を迎えるに当たり各事業所様の準備が進んでいるか再確認を行うとともに、消費税増税で留意するポイントを解説します。

業態別 確認項目	販売商品に軽減税率対象品目がある		販売商品に軽減税率対象品目がない	解説項目
	小売業、飲食業等 (BtoC)	卸売業、食品製造業 (BtoB)		
経理処理の変更	○	○	○	1
請求書等の記載事項	○	○	×	2
受・発注システムの検討	○	○	×	3
レジ入替の検討	○	×	×	
税制対応	○	○	○	4
資金繰りへの影響	○	○	○	5

1. 経理処理の変更

【軽減税率対象の取引を把握】

「飲食料品の譲渡」です。概要はアークネット通信第16号、詳細は国税庁HP「軽減税率Q&A」で確認できます。

【仕入・支払の際の確認】

事業所が会議用に購入するお弁当やお茶、贈答用の菓子、定期購読の新聞（週2回以上発行）などは8%。

食品製造業などの仕入については、材料となる「飲食料品」は8%、その他包装資材、水道光熱費は10%。

スーパー〇〇	
東京都～	
××年10月10日	
領収書	
牛肉 *	¥8,640
青果 *	¥2,160
包装容器	¥3,300
合計	¥14,100
(10%対象)	¥3,300
(8%対象)	¥10,800
*印は軽減税率対象商品	

請求書、領収書、各物品毎に税率の確認が必要になります。

また経理仕訳の際、一度の支出で税率毎2本の仕訳が必要となる場合も出てきます。

【販売の際の確認】（軽減税率対象商品を扱う場合）

- 複数税率に対応したレジの導入、価格・税率登録
- 値札・棚札等への価格記載
- 請求書・領収書への軽減税率対象品目である旨の記載と税率ごとに合計した対価の額を記載
- 返品の上税率を確認して返金

2. 請求書等記載事項（軽減税率対象商品を扱う場合）

2つの消費税率を把握するために、請求書等の記載事項の追加が必要になります。2019.10～2023.9末までの「区分記載請求書等保存方式」、2023.10～の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」導入を意識したものとなります。

請求書等		記載項目
適格請求書等	区分記載請求書等	現行
		請求書発行者の氏名・名称
		取引年月日/取引内容/対価の額
	書類交付を受ける者の氏名・名称	
		軽減税率の対象品目である旨
		税率ごとに合計した対価の額
		登録番号
		税率ごとの消費税額

請求書	
(株)〇〇御中	××年10月30日
10/03	牛肉 * ¥8,640
10/10	青果 * ¥2,160
10/25	包装容器 ¥3,300
合計	¥14,100
	(10%対象 ¥3,300)
	*印は軽減税率対象商品 (8%対象 ¥10,800)
	△△商事(株)

3. レジ・受発注システムの入替・改修

複数税率に対応するためレジの新規導入や既存レジの改修が必要。これを支援するため国の補助金制度があります。まだ間に合います。

	A型(レジ)	B型(発注システム)	C型(区分記載請求書等)
期限	2019.9末までに導入又は改修を行い、支払完了のもの		
補助率	3/4以内他	3/4以内他	3/4以内他
補助上限	1台:20万円 複数台: 200万円/1事業者	発注システム: 1,000万円 受注システム: 150万円 発注・受注両方 1,000万円	150万円/1事業者

*詳細:軽減税率対策補助金事業部 <http://kzt-hojo.jp>

4. 税制対応

【経過措置の確認】

消費税は原則、商品の引渡しや役務提供等がおこなわれた時点での税率が適用されます。しかしながら、契約の時期や内容によっては、消費税引き上げ後も旧税率が適用される経過措置が定められています。

*基本的に 5%から 8%へ増税した時と同様の内容です。

主な経過措置	主な要件
工事の請負等	2019.3.31までの契約を締結した場合、2019.10.1以後に目的物を完成し引き渡しても旧税率適用
通信販売等	① 2019.3.31までに販売条件を提示し、または、提示する準備を完了し、 ② 2019.3.31までに申し込みを受け、 ③ 提示した条件に従って2019.10.1以後に商品を販売した場合旧税率適用
資産の貸付	① 2019.3.31までに契約を締結し、 ② 2019.10.1前から2019.10.1以降引続き資産の貸付を行っており、 ③ 契約内容がアおよびイ、または、ア及びウの要件を満たす場合には、旧税率適用 ア) 貸付けの期間及び期間中の対価の額が定められていること イ) 事業者が事情の変更その他の理由により対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと ウ) 契約期間中に当事者の一方または双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他一定の要件に該当していること

*詳細:国税庁HP

【区分記載請求書等保存方式】

消費税仕入税額控除の要件として、区分記載請求書等の保存とともに、帳簿の記載事項に「軽減対象資産の譲渡等にはその旨」の記載が追加されます。

【消費税申告における特例措置】

基準期間における課税売上高 50 百万円以下である事業者について次のような税額計算の特例が設けられました。(8%対象資産、10%対象資産の売上仕入区分について)

➤ 10日間特例(売上税額の計算)

「通常の事業を行う連続する10営業日」について軽減対象資産の譲渡等を区分して計算した「軽減売上割合」を用いて課税期間の課税資産の譲渡等の対価の額を区分する特例。

➤ 売上の卸小売特例(売上税額の計算)

卸・小売業に係る軽減対象資産の譲渡等のみ要する課税仕入れ等を区分して計算した「小売等軽減仕入割合」を用いて、課税期間の課税資産の譲渡等の対価の額を区分する特例。

➤ 仕入の卸小売特例(仕入税額の計算)

卸・小売業に係る軽減対象資産の譲渡等の対価の額を区分して計算した「小売等軽減売上割合」を用いて、課税仕入れ等を区分する特例。

5. 増税による資金繰りへの影響

消費税率引上げに伴い納税額の増加が予想されます。

【モデル:売上3,000千円、仕入2,000千円】

消費税	8%	10%	差額
売上(税込)	3,240	3,300	60
仕入(税込)	△2,160	△2,200	△40
差引	1,080	1,100	20
消費税納付	△80	△100	△20

旧税率の時よりも納税額は1.25倍になります。

➤ 消費税の予定納税を行っている場合は、旧税率での消費税申告額を基準として予定納税を収めていることから、税率増加分に対する影響は、確定申告時の納付に集約されます。

➤ 飲食店など8%で仕入れ10%で販売する事業所の場合、顧客から預かる消費税額は増加し日々の資金繰りには余裕がでますが、消費税納税額は多くなります。

したがって、一時的に増加した現預金を運転資金等に流用すると、消費税納税資金がショートする恐れがあります。

また、製造業、販売業など一般的には仕入の支出が売上入金よりも先行します。したがって、仕入に係る消費税増加分が、単純に資金繰りを圧迫します。

在庫の圧縮や売上入金のサイト等資金繰り改善の検討が必要になります。決算期にもよりますが消費税増税後2期は注意が必要です。

税理士 小田巻 真史

新元号『令和』～書類上の取り扱い

改元に伴う税務署等行政機関に提出する申請書類は「平成」表記のままでも有効となります。各府省庁で作成済みの文書についても「平成」表記のままでも有効なものとして取り扱い、改元日以後も無効とはなりません。(参考)元号表示を西暦で表記すると以下のとおりです。

平成 31 年・・・2019 年

平成 32 年・・・2020 年

・・・

平成 49 年・・・2037 年



～～独り言～～

『はい、昭和 54 年生まれです！』
 ん？何歳だ？昭和が 64 年までだから 10 年で、平成が 31 年だったから合わせて 42、いま令和 6 年だから 48 で、昭和 64 年と平成 31 年がそれぞれ元年と重なるから 2 を引いて 46 歳かあ。

『あ、私早生まれなんです』

え？ああ、それはあんまり関係ないかな。これで『大正 13 年です。』とか言われたらアウト。(笑)

私はアナログの世界にいたので、だいたい 3 時とか、だいたい 1,000 円というように直感的に判断したいのだ。

令和 8 年、うん、今年は 33 歳だね！みたいに簡単に年齢を計算する方法はないものだろうか。

文責：野呂伸一郎

アークネット通信の記事に関するご質問、ご意見などにつきましては、社員・スタッフにお伝えいただくか、下記ホームページ「メールでのお問い合わせ」にてお寄せください。

◆税理士法人アークネット HP
<http://www.arknet.info>

豆知識

「欠損金の繰戻し還付」「繰越控除」のどちらが有利？

前年度に黒字だった法人が今期赤字に陥った場合、前年度に納税した法人税の還付が受けられる「欠損金の繰戻し還付」（現行は中小企業者等のみ適用）という制度があります。一方で、この欠損金は、その後 9 年間（2018 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金は 10 年）に限り所得金額から差し引くことができる「欠損金の繰越控除」があります。さて、どちらを選択したほうが有利でしょうか？迷うところです。

繰戻し還付が得になる場合としては、まず、資金繰りに困っていて急いで資金が必要なケースが考えられます。繰戻し還付は、法人税がキャッシュで戻ってくるので、金利負担を伴う銀行等の借入よりも資金繰り面では有効です。そのほか、法人税を支払った事業年度の法人税率が高く、繰戻し還付を受ける年以降の法人税率が低くなるケースや、将来法人の黒字化が当分見込めないケースなどでは繰戻し還付を受けたほうがよいでしょう。ですが、先のことは誰にも予想はできないので、有利不利を一概に判断するのは難しいともいえます。

「欠損金の繰戻し還付」「繰越控除」の選択は会社様の損益状況、資金繰り状況等を考慮して判断していくこととなりますので、お気軽にご相談ください。最新の税制を踏まえたうえで、しっかりアドバイスさせていただきます。

ARKNET

税理士法人アークネット <http://www.arknet.info>

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町 11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-7-13 山手ビル 3 号館 8 階

TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 36-6 西村ビル 3F

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811

千葉事務所 〒262-0033 千葉県千葉市花見川区幕張本郷 1-11-24 フォルテ 4B

(雨宮幸雄税理士事務所提携事務所) TEL 043-307-5590 FAX 043-307-5591